



Colors, Future!  
いろいろて、未来。

川崎市

# 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編 (修正素案)の意見募集について

## 1 意見の募集期間

令和7(2025)年12月5日(金)から令和8(2026)年1月15日(木)まで

- ※ 郵送の場合は、当日消印有効です。
- ※ 持参の場合は、土・日曜・祝日を除く、8時30分から正午まで、13時から17時15分までの時間帯でお持ちください。

## 2 閲覧資料

- 資料1 「川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編(修正素案の概要)」
- 資料2 「川崎市地域防災計画 震災対策編(修正素案)新旧対照表」
- 資料3 「川崎市地域防災計画 震災対策編(修正素案)本編」
- 資料4 「川崎市地域防災計画 風水害対策編(修正素案)新旧対照表」
- 資料5 「川崎市地域防災計画 風水害対策編(修正素案)本編」

## 3 閲覧場所

- 危機管理本部危機管理部計画担当(川崎市役所本庁舎6階)
  - 川崎市ホームページ
  - 各区役所の市政資料コーナー
  - かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)
  - 支所(仮庁舎)、出張所
  - 市民館(本館・分館)
  - 図書館(本館・分館)
- ※ 閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページをご確認ください。

## 4 意見提出方法

①郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市危機管理本部危機管理部計画担当

②持参 川崎市危機管理本部危機管理部計画担当(川崎市役所本庁舎6階)

③FAX 044-200-3972

④川崎市ホームページ

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントのページから専用のフォームを使って送信してください。



川崎市HP

## 5 注意事項

- 意見書の様式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及びその代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- 電話や来庁による口頭での意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。
- ご意見に対する個別の回答はいたしませんが、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。
- 記載いただきました個人情報は、提出されたご意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

## 6 問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部計画担当  
電話: 044-200-0452 FAX: 044-200-3972

たくさんのご意見をお待ちしていますニャビ!



ニヤビ先生

# 川崎市地域防災計画について、

皆様のご意見をお聞かせください



防災マスター(見習い)  
マナビ

意見募集期間: 令和7(2025)年12月5日(金)から  
令和8(2026)年1月15日(木)まで

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する市防災対策の骨格(基本計画)となるものです。

今年度は、安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」などを踏まえ、「震災対策編」とび「風水害対策編」の修正を行います。

より効果的な取組となるよう、  
皆様のご意見をお聞かせください。

本リーフレットは抜粋版ですので、是非、本編等もご覧ください。

川崎市 パブリックコメント



川崎市HP

# 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正案）の主な内容

## 川崎市地域防災計画とは

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、「震災対策編」、「風水害対策編」、「都市災害対策編」、「地区防災計画編」及び「資料編」で構成されています。

安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」、被災者に対する福祉的支援の充実など「災害対策基本法等の改正」を踏まえ、今年度は、「震災対策編」及び「風水害対策編」の修正を行います。



地域との連携による支援物資輸送訓練の様子

## 1 能登半島地震の課題を踏まえた修正

### 取組① 安全で衛生的なトイレ環境の確保について [震災対策編・風水害対策編]

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、避難所等へのマンホールトイレの整備など、**安全で衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方**などを追加します。



マンホールトイレの使用状況（熊本市）



東日本大震災で使用されたマンホールトイレ（宮城県東松島市）  
(写真上、写真下 出典：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2025年版）」から抜粋)

## 2 近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

### 取組① 近年の気候変動に伴う風水害対応について [風水害対策編]

局地的な短時間での降雨による浸水被害の発生など、これまでの予想を超える風水害が発生している状況を踏まえ、次の内容を追加します。

#### ア 被害情報等の迅速な集約など総合防災情報システムの効果的な活用

短時間で急激に変化する降雨など、事前の気象予測が困難な場合における**被害情報等の迅速な集約**及び**全体像の把握**等への活用

#### イ 市民への適切な避難行動の啓発

ハザードマップによる地域の浸水リスクの確認など、発災時の状況に応じた適切な避難行動の啓発



令和7年9月の大雨時の状況

修正項目

## 2

## 近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

### 取組② 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について [震災対策編]

本年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定や本年8月に改訂されたガイドラインの内容を踏まえ、**臨時情報発表時の対応（備えや催事の考え方）**について、具体化します。

### 取組③ 津波避難計画の地域防災計画への統合について [震災対策編]

カムチャツカ半島付近の地震による津波の発生など、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置付けとなっており、より多くの方に津波避難対策を知っていただき、被害の軽減につなげるため、「津波避難計画」を、上位計画である**地域防災計画**に統合します。



本市における津波対策の概念図

### 取組④ 国の富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う降灰対策について [風水害対策編]

富士山噴火を想定したこれまでの情報収集体制や他自治体との連携体制の構築等の取組に加え、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加します。

修正項目

## 3

## 災害対策基本法等の改正による修正

### 取組① 被災者に対する福祉的支援等の充実について [震災対策編・風水害対策編]

これまで対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など「福祉サービス」の提供が新たに救助対象項目に追加されるとともに、DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣範囲が拡充されたことによる修正を行います。

DWAT（災害派遣福祉チーム）		
<構成員> 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等		
<活動内容> 被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等		
派遣・活動	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊 (法改正)	拡大 (ガイドライン改訂)	

### 取組② 「被災者援護協力団体」の登録制度の活用について [震災対策編・風水害対策編]

避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等の団体の登録制度が創設され、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることが可能になったことを受け、**登録制度の活用**について追加します。

その他、神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行います。